

## 答 申

### 【諮問件名】

公文書の非公開決定に対する異議申立てについて

#### 1 審査会の結論

異議申立人（以下「申立人」という。）が平成23年8月22日付けで行った、米子市長（以下「実施機関」という。）による同月19日付け公文書非公開決定処分（発米環政第318号。以下「本件処分」という。）の取消しを求める異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）については、非公開とされた公文書（以下「本件公文書」という。）について、次のとおり判断する。

「家屋破損による危険性について 米子市上福原 番地

所有土地家屋に伴う文書」については、米子市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が実施機関に対し関係文書の提出を求めて調査した結果、米子市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1号に該当する部分を除き、公開するべきである。

#### 2 本件事案の経過

審査会において認定した本件事案の事実経過は、次のとおりである。

本件公文書公開請求

申立人は、平成23年8月11日、米子市長に対し、次の公文書の写しの交付を求める公文書公開請求を行った。

〔公開請求をする公文書〕

家屋破損による危険性について

米子市上福原 番地

所有土地家屋に伴う文書

本件処分

実施機関は、本件公文書公開請求に対し、平成23年8月19日、次のとおり公文書非公開決定処分を行い、申立人に通知した。

〔公開しない理由〕

公開請求のあった公文書は、個人が所有する土地家屋に関して適正な管理を行うよう個人に対して通知した文書である。本件公文書の中には、個人の氏名及び土地家屋の所在地の情報が含まれており、この情報により特定の個人を識別できる。また、仮に個人の氏名及び土

地家屋の所在地に係る情報のみを非公開とし、その他の部分を公開したとしても、本件請求自体が特定された個人が所有する土地家屋に関する情報公開請求であるため、公開することにより当該個人の土地家屋に関する情報を明らかにすることになる。

したがって、本件公文書全体が条例第7条第1号に該当する、個人に関する情報が記録されているものと判断したため。

本件異議申立て

申立人は、本件処分を不服とし、平成23年8月22日、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

### 3 本件異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、次のとおりである。

本件処分を取り消し、非公開とした文書の公開を求める。

### 4 申立人の主張の要旨

申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

条例第3条第2項について

条例第3条第2項に「実施機関は、公文書の適正な管理に努めるとともに、必要な公文書の作成を怠ってはならない。」と規定されている。

公文書非公開決定通知書の「公開請求のあった公文書の件名及び内容」の欄に「 所有土地家屋に伴う文書」と （当該土地建物の相続人代表者として市の固定資産税課税担当課に届け出られている者。以下「相続人代表者」という。）所有と明記されているが、実際は故 （異議申立人の父、当該土地建物の前所有者。以下「前所有者」という。）名義であり、当該土地家屋の所有者を相続人代表者であると断定した記載は事実把握に齟齬が有り、条例第3条第2項に違反している。

なお、当該建物の所有者は亡父であること、申立人と相続人代表者が推定相続人であることについては、環境政策課に対しすでに伝えている。

条例第7条第1号ただし書イに係る違反について

条例第7条第1号ただし書イにおいて、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報」が記録されている公文書は、個人情報であっても公開しなければならない旨、規定されている。

建物の外壁崩落は人の生命、身体、生活等に重大かつ明白な影響を与えるものであるから、これを非公開とすることは、条例第7条第1号イの規定に違反している。

公開しない理由について

公文書非公開決定通知書には、公開しない理由として「個人が所有する土地家屋に関し個人に対して通知した文書であり」という記載があるが、当該土地家屋の所有者は亡父であり、死者に対して通知したということになり、公開しない理由としては不明確である。

また、当該建物の推定相続人の一人である私に対して、条例第7条第1号ただし書イに基づき当該建物の外壁崩壊に係る情報公開が不適切という判断は理解できない。

本件公文書は、公文書公開になじまないという判断について

平成19年5月16日付けで相続人代表者に送付された「事務連絡」という文書を第三者から入手している。この文書には当該建物の危険性と修理要請及び処理の状況報告要請が記載されている。

この文書は、第三者が保有し、第三者から入手し得たものであるが、申立人は第三者ではなく、推定相続人の一人であり、当該建物崩壊による不法行為が生じた場合は、連帯債務者となる。

本件処分が行われた理由は、個人の氏名及び土地家屋の所在地の情報が含まれているからという理由であるが、個人情報といえども相続人代表者と申立人は当該建物の推定相続人であり、申立人も情報公開を受ける正当な当事者である。

## 5 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

条例第3条第2項について

当該建物について、市民及び異議申立人からの申立てにより現地調査をした結果、米子市環境保全条例第10条に違反する状況にあると判断し、適正管理の通知をするため当該建物の所有者、管理者を調査した。

登記簿上は前所有者名義となっていたが、相続登記がなされておらず相続人を特定することはできなかった。

このため、戸籍や固定資産税関係の台帳を調査した結果、固定資産税に係る相続人代表者としての届け出がなされているということ及び申立人と相続人代表者が相続人であるという事実を確認した。

このことから、前所有者の死亡により当該建物は申立人と相続人代表者の共有物件になっているものと判断し、当該建物の適正管理に係る通知を相続人代表者に送付したものである。

そしてこれら一連の書類一式を、便宜上、相続人代表者所有と表記した上で、文書保存を行ったものである。ただし、これは相続人代表者のみを所有者と断定するものではない。当該建物が共有物件であるにせよ、

相続人代表者も所有者であることには間違いがないことから、共有者という事を文書名に明記しなかったからと言って、条例第3条第2項に違反するものとは考えない。

また、公文書公開決定通知書の「3 公開請求のあった公文書の件名及び内容」に記載された公文書名は、公文書公開請求書に記載された公文書名を転記したものであり、公文書公開請求書に記載された公文書名は、あくまで請求対象の公文書を明確に特定するために実施機関が異議申立人に告知し、記入を依頼したものである。

条例第7条第1号ただし書イに係る違反について

本件公文書は米子市環境保全条例第10条の規定に基づいて通知したものであるが、この文書は、生活環境の保全のために土地建物の適正管理をお願いするものであって、本件建物の危険性を判断した上で、その危険性の排除を依頼するものではない。

よって、本件公文書は条例7条第1号ただし書イに該当して公開しなければならない情報が記載された文書とは言えないと考える。

公開しない理由について

公文書非公開決定通知書の公開しない理由の欄に、「個人が所有する土地家屋に関し個人に対して通知した文書であり」と記載したのは、前所有者の死亡によって、所有権は相続人に移転しているものと判断したためであり、死者に対して通知したものとは考えていない。

さらに、非公開とした公文書は、相続人代表者であって所有者の一人である個人に対して、共有とはいえその個人が所有している土地建物に関して通知した文書であることから、その旨を記載したものである。

また、条例7条第1号ただし書きイに基づいて公開しなければならない文書かどうかは、公開請求者が共有者の一人であるかどうかというような理由によって決定されるものではないと考える。

本件公文書は、公文書公開になじまないということについて

「処分決定理由及び処分庁の意見に係る説明書」の中で、本件公文書は公文書公開になじまないとしたのは、本件公文書が個人所有の土地建物について個人に対して通知された文書であることから、文書そのものが個人情報であると判断し、個人に関する情報は条例に規定する例外事項を除いて非公開とされていることを勘案したためである。

なお、公文書公開の制度は、公開請求者の如何を問わず公開の可否を判断する事を原則とするものである。

## 6 当審査会の判断

### 審査の経緯

実施機関から、平成23年8月30日、条例第17条第1項の規定に基づき本件異議申立てについて当審査会に諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

#### 争点の整理

本件異議申立てについて審査会において判断すべき点は、本件文書に係る実施機関の非公開決定処分に違法性又は不当性があるか否かである。

したがって、審査会では、本件文書のインカメラ審査（非公開とされた公文書の提示を求めて審査すること。）を実施したうえで検証し、本件処分が条例第7条第1号の規定に違反しているかどうかを争点として審査を行った。

#### 争点に対する判断

本件を検討する上で重要な点として以下の点を挙げ、それぞれについて考察した。

#### ア 実施機関の公文書公開請求時の対応について

異議申立人から公文書公開請求の申し出を受けた実施機関は、申立人が請求書を記入するにあたり、請求する公文書の件名として、相続人代表者の氏名が付されている、実施機関において保存されている公文書名をそのまま教示している。

このことによって、本件公文書公開請求に係る決定の如何を問わず、相続人代表者に対して土地建物の適正管理に係る文書を送付したという事実が申立人に判明するという状況が生ずることとなった。

#### イ 実施機関が非公開と決定したことについて

実施機関と申立人の双方から聞き取りしたところによると、当該建物の管理については、双方の間で本件公文書公開請求の前に様々なやり取りがあったことはうかがえるが、条例に基づく公文書公開請求という手続きの上では、本件公文書が個人に対する通知文書であることから、存否不応答という決定をするべきであったと判断する。

#### ウ 条例第7条第1号該当性について

申立人は、当該建物の外壁や屋根の状況が条例第7条第1号ただし書イに該当しているので、本件公文書を公開するべきであると主張している。

審査会において検討した結果、本件公文書に記載された内容を、条例第7条第1号ただし書イに該当する情報であると断定することはできないと判断する。

しかしながら、本件公文書が存在するという事実、すなわち、実施機関が相続人代表者に対して土地建物の適正管理に関する文書を送付したという事実を申立人に対して回答したことにより、本件公文書全

体を個人情報とする意味は、失われているものと考えられる。

よって、本件公文書は、条例第7条第1号本文に規定する非公開情報となる、個人の氏名、土地建物の所在地番、位置図、写真など個人識別性のある情報を除いて公開するべきであると判断する。

上記のア、イ、ウのことから、本件は、実施機関が個人の氏名が含まれた公文書名を教示して公文書公開請求を受け付け、さらに、本来であれば存否不応答と決定するべきであったところを、非公開という決定を行ったという手続き上の不備が重なったものとする。

そのため、非公開という決定をしても、申立人には相続人代表者に本件公文書が送付されたという事実が判明することとなった。

よって、個人に関する記載部分を除けば本件公文書を公開しても新たに個人の権利利益が侵害されるおそれはないものと考えられるため、個人識別性のある情報を除いて公開するべきであると判断したものである。

ただし、この判断は、上記のような本件における諸状況を勘案して導いた結果であり、今後個人の氏名を特定して公文書公開請求がなされた場合のすべてに適用されるものではない。

なお、申立人が異議申立書等で述べた損害賠償請求の適否などその他の主張については、本審査会の審議事項の範囲外であり、またその権限も無い。

結論

よって、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

## 7 付言

審査会においてインカメラ審査を実施して本件公文書の内容を確認したところ、申立人が当該建物の共有者であって当該建物を相続人代表者と共同して適正管理に努める立場であるということを鑑みれば、申立人も知っておくべき内容であると判断した。

よって、審査会は、公文書公開請求手続きによらず、実施機関の事務遂行の範囲内で、別途本件公文書の内容を異議申立人に情報提供することを勧奨する。

## 別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成23年8月30日	実施機関から審査会に対して諮問 (平成23年8月22日付け異議申立て)
平成23年9月13日 (本件に係る審査会第1回目)	事務局職員による審議内容に係る説明 審査会から実施機関に対し「意見説明書」の提出を要請 実施機関から提出された「意見説明書」を受付
平成23年9月16日	異議申立人に対して実施機関の「意見説明書」の写しを送付するとともに、これに対する「反論書」の提出の要請及び口頭意見陳述の意向確認を通知
平成23年9月20日	異議申立人から口頭意見陳述の意向ありとの連絡を受ける 異議申立人から提出のあった「反論書」を受付
平成23年9月21日	実施機関から提出のあった「意見説明書」について、実施機関による状況説明を要請 実施機関に対して「異議申立てのあった処分に係る公文書」の提示を要請
平成23年9月29日 (本件に係る審査会第2回目)	異議申立人から提出のあった「反論書」の内容について、異議申立人による口頭意見陳述を実施 実施機関から提出のあった「意見説明書」について、実施機関による状況説明を実施 実施機関から提出のあった「公文書」について、インカメラ審査を実施 審議
平成23年10月13日 (本件に係る審査会第3回目)	審議
平成23年11月11日 (本件に係る審査会第4回目)	答申の検討
平成23年11月16日	答申の決定